

秘密保持契約書

学校法人東京理科大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、
の検討（以下「本検討」という。）のために、甲乙相互に開示する情報の秘密保持に関して、次のとおり
契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（秘密情報）

1. 本契約において「秘密情報」とは、本検討のために当事者の一方から他方の当事者に秘密であることが表示又は明示されて開示される営業上及び技術上の一切の情報をいうものとする。又、「開示者」とは、秘密情報の開示を行う当事者をいい、「受領者」とは、開示者から秘密情報の開示を受ける当事者をいうものとする。
2. 前項の開示は、書面・図面・記憶媒体、現品等の有体物による開示か、口頭、視覚、通信等の無体物による開示かを問わない。ただし、口頭等の無体物による秘密情報の開示の場合には、開示者は、開示後30日以内に、別途書面により、当該秘密情報の内容を特定し受領者に通知しなくてはならない。
3. 前2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを受領者が明らかにした情報は、本契約で定義された秘密情報にはあたらないものとする。
 - （1）受領者が開示者より開示されたとき、既に自ら所有していた情報。
 - （2）受領者が開示者より開示されたとき、既に公知、公用となっていた情報。
 - （3）受領者が開示者より開示された後、受領者の故意又は過失によらず公知公用となった情報。
 - （4）受領者が開示者より開示された後、受領者が正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報。
 - （5）受領者が秘密情報に依拠することなく、独自に開発又は作成した情報。

なお、法令により開示が義務付けられ、司法又は行政の命令に基づいて開示の要求がなされた場合には、受領者は、その旨を開示者に書面により相応の期間内に通知することを条件に、当該開示を求める者に限り開示することができる。

第2条（秘密情報の交換）

1. 本検討のために秘密情報の交換を行う期間は、2020年〇月〇日から2020年〇月〇日までとする。
2. 秘密情報の取り扱い責任者は、それぞれ以下のとおりとする。

甲：

乙：
3. 甲及び乙は、前項の期間満了までに本検討の結果を相互に交換する。

第3条（秘密情報の管理）

1. 甲及び乙は、本契約の存在、本契約の内容及び本契約に基づいて相手方から開示を受けた秘密情報について、秘密に保持し、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、これを第三者に開示、漏洩してはならない。
2. 甲及び乙は、秘密情報を本検討のためにのみ使用し、開示者の書面による事前の同意を得ることなく、これを他の目的に使用してはならない。
3. 甲及び乙は、本検討のために知る必要のある自己の役職員等のみに、秘密情報を開示するものとする。なお、甲及び乙が、本検討を行うために開示者の書面による事前同意を得て第三者に秘密情報

の開示を行う場合には、当該第三者をして本契約に定められた義務と同一の義務を負わせるとともに、これらの者と連帯して開示者に対し責を負うものとする。

4. 甲及び乙は、本検討の達成に最低限必要となる範囲において、秘密情報を複製又は複写することができるものとする。

第4条（秘密情報の返却・破棄）

甲及び乙は、本契約が終了したとき、秘密情報が不要となったとき、又は開示者からの請求があったときには、直ちに秘密情報を含んでいる書面・媒体等及びそれらの複製物又は複写物を開示者に返却又は破棄しなくてはならないものとし、以降秘密情報を使用しないものとする。ただし、返却・破棄について開示者から別途の指示がある場合には、当該指示に従うものとする。

第5条（個人情報の取扱い）

1. 甲及び乙は、本検討を遂行するにあたり個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。）をいう。以下「個人情報」という。）に接した場合、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。
2. 甲及び乙は、本検討の目的の範囲を超えて個人情報を取得しない。
3. 甲及び乙は、本検討の目的で取得した個人情報の目的外利用及び本検討の目的以外の目的で取得した個人情報の本検討への利用を行わない。
4. 甲及び乙は、個人情報を、本検討の遂行に必要不可欠な場合を除き、複製、複写または改変を行わないものとする。ただし、甲及び乙が本検討の目的を達成するのに必要な場合には、必要かつ最小限の範囲において複製、複写または改変を行うことができる。なお、個人情報の管理においても、第1条第3項なお書及び第4条を適用するものとする。

第6条（契約目的の限定）

1. 本契約のいかなる規定も甲及び乙に何らの秘密情報の開示義務及び共同研究その他の契約の締結義務を課すものではない。
2. 本契約に明示的に規定されている他は、甲及び乙は、本契約に基づき秘密情報について何らの権利も相手方に許諾するものではない。

第7条（非保証）

甲及び乙は、相手方に対し、開示される秘密情報に何らかの誤り又は瑕疵があった場合でも、契約不適合責任を含む一切の責任を負わないものとし、秘密情報の内容及びその使用について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

第8条（発明等の帰属）

1. 甲及び乙は、本検討達成の過程及び結果において秘密情報に関連し発明、考案、意匠の創作、プログラム等の知的財産（以下、「発明等」という。）が生じた場合には、遅滞なくその旨を相手方に書面をもって通知し、その扱い等について協議のうえ定めるものとする。
2. 甲及び乙間に別段の合意がなされる場合を除き、発明等の帰属等については、以下の通りとする。
（1）甲又は乙が開示者の開示情報に依拠することなく単独でなした発明等は、それぞれ甲又は乙の単独所有とする。

- (2) 甲及び乙が共同でなした発明等は、甲と乙の共有とし、その詳細は、甲乙協議のうえ締結する共同出願契約書にて定めるものとする。

第9条（契約の解除・損害賠償）

甲又は乙が本契約の規定に違反した場合には、相手方は、本契約の解除、秘密情報の使用の差し止め、信用回復の措置等、を求めることができる。本契約の解除等は、損害賠償の請求を妨げない。

第10条（本契約の中止又は期間の延長）

甲及び乙は、本契約に基づく義務の履行遅延又は不履行が、天変地異、疫病、暴動、火災、ストライキ、法的規制、政府の規制、又は両当事者の支配を超えるその他の事件もしくは事由に起因する場合、相手方当事者に対して責任を負わないものとする。この場合、甲及び乙は、協議のうえ、情報開示を中止し又は期間を延長することができる。

第11条（契約上の権利義務の移転）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意がなければ、本契約上の地位の全部または一部、本契約により発生した権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡、承継、貸与、移転、担保提供その他の処分をすることができないものとする。もし、相手方の事前の書面による同意が無いままに譲渡がなされた場合、当該相手方は譲渡人に対して損害賠償を請求することが出来る。

第12条（契約期間）

1. 本契約は、第2条所定の秘密情報交換期間の満了後〇年間有効に存続する。なお、甲及び乙は、特定の秘密情報について別途の秘密保持期間に合意する場合は、それに従うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず第3条3項なお書（秘密情報の管理）、第4条（秘密情報の返却）乃至第9条（契約の解除・損害賠償）及び第14条（誠実協議）は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第13条（反社会的勢力排除）

1. 「反社会的勢力」とは、以下の者を意味する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他前記に準ずる者
 - (2) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動を行い又は暴力を用いる行為、虚偽の風説を流布し又は偽計を用いて相手方の信用を毀損し又はその業務を妨害する行為、その他前記に準ずる行為を行う者
2. 甲及び乙は、以下の者ではなかったこと及び将来にわたっても該当しないことを表明し確約する。
 - (1) 反社会的勢力
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (3) 不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有する者
 - (4) 反社会的勢力に対する資金提供又はこれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与する者
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者
3. 甲及び乙は、相手方が前項の表明及び確約に違反した場合、相手方に対する何ら催告を必要とすることなく、本契約を解除し、これにより生じた損害の賠償を請求することができ、かつ相手方は自身が負うあらゆる義務につき期限の利益を失い、直ちに支払うものとする。また、かかる解除を行った当事者は、これによって本条に違反した相手方に損害が生じてもこれを賠償ないし補償する義

務を負わない。

第14条（誠実協議）

1. 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について疑義を生じた場合は、甲及び乙は、誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。
2. 前項の協議による解決が得られず、裁判による解決を行うときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都新宿区神楽坂一丁目3番地
学校法人東京理科大学

印

乙

印